

○加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱

平成 24 年 3 月 16 日

総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 1 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、加古川市(以下「市」という。)が締結する契約について暴力団を利することとならないために講ずべき措置について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 別表に掲げるものをいう。
- (4) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。

(契約の相手方としない者)

第 3 条 契約担当者(加古川市財務規則(昭和 44 年規則第 13 号)(以下「財務規則」という。)第 2 条第 8 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、暴力団等を市が締結する契約の相手方としないものとする。ただし、不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他の契約で、その性質又は目的により特定の者をその相手方としなければならない特別の事由があるときは、この限りでない。

(契約書の記載事項)

第 4 条 契約担当者は、財務規則第 96 条第 1 項第 12 号に規定する必要な事項として、次の各号に掲げる事項(当該契約の履行に係る業務の一部を第三者(建設工事請負契約においては、一次以下のすべての下請契約の受注者を含む。)に行わせることを禁止する場合にあつては、第 1 号及び第 3 号前段に掲げる事項)をその作成する契約書に記載するものとする。ただし、前条ただし書に該当する契約であることその他の理由で、当該記載の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 契約担当者は、契約の相手方が第 7 条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除することができること。
- (2) 契約の相手方は、当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合(以下「第三者に業務を行わせる場合」という。)にあつては、暴力団等をその受注者としなないこと。

(3) 契約の相手方は、当該契約の履行に当たり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、契約担当者に報告し、又は兵庫県加古川警察署長（以下「加古川警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。第三者に業務を行わせる場合にあっては、その第三者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とすること。

（誓約書）

第5条 契約担当者は、契約からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、契約締結時までに契約（第三者に業務を行わせる場合を除く。）の相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 契約金額が200万円以下の契約をする場合。

(2) 国、地方公共団体、その他の公共団体を相手方として契約を締結するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、誓約書を提出する必要があると認めるとき。

2 契約担当者は、契約の相手方が第三者に業務を行わせる場合においては、契約の相手方に対して、第三者との契約締結後、直ちにその第三者から誓約書を徴取し、市に提出するよう求めるものとする。ただし、契約金額（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額。）が200万円以下の契約をする場合はこの限りでない。

3 前2項による誓約書の徴取は、契約の相手方に対して、入札公告、入札通知書等により義務付けるものとする。

4 第1項ただし書及び第2項ただし書の規定により誓約書を徴取する必要がある場合であっても、契約担当者は、必要があると認めるときは、誓約書を徴取することができる。

（相手方への要求）

第6条 契約担当者は、契約の相手方が第三者に業務を行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるときは、相手方に対して、その第三者と契約しないよう、又は第三者と締結している契約を解除するよう求めるものとする。

（契約の解除）

第7条 契約担当者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(1) 暴力団等であると判明したとき。

(2) 第三者に業務を行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。

(3) 前条の求めに従わなかったとき。

(意見の聴取)

第8条 契約担当者は、契約の相手方を決定し、又は契約の相手方が第三者に業務を行わせる場合においてその相手方又はその第三者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等に該当する者であるかどうかについて、加古川警察署長の意見を聴くものとする。

2 契約担当者は、前項の聴取により得た情報を、前項で意見を聴いた契約以外の契約において、第1条の措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者等に提供することができるものとする。

(加古川警察署長への届出)

第9条 契約担当者は、第4条第3号による報告を受けた場合には、加古川警察署長に通知する等必要な措置を講ずるものとする。

(加古川警察署長との連携)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市が締結する契約について暴力団を利することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、加古川警察署長と連携を図りながら行うものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にした財務規則第78条第1項の公告、財務規則第91条第2項の通知又は財務規則第95条による見積りに係る契約で同日以降に締結するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にした財務規則第78条第1項の公告、財務規則第91条第2項の通知又は財務規則第95条による見積りに係る契約で同日以降に締結するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にした財務規則第78条第1項の公告、財務規則第91条第2項

の通知又は財務規則第 95 条による見積依頼に係る契約で同日以降に締結するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日に施行し、この要綱による改正後の加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱の規定は、同日以後に締結する契約について適用する。

別表（第 2 条関係）

1	暴力団員
2	暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
3	暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
4	暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
5	次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあつては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為